

新日本空調株式会社

証券コード:1952

第55回 定時株主総会 招集ご通知



2024年6月21日

開会 10:00 (受付開始 9:00)



東京都中央区日本橋2丁目3番4号

日本橋プラザビル 3階展示場



第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。) 7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名 選任の件













証券コード 1952 2024年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

新日本空調株式会社

代表取締役社長 廣島 雅則

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

https://www.snk.co.jp/ir/stock/kabunushi.html



電子提供措置事項は、上記のほか以下のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



東証ウェブサイトをご利用の場合は、アクセス後、銘柄名(新日本空調)または証券コード(1952)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」、「株主総会招集通知/株主総会資料」を選択のうえ、ご確認ください。

株主総会ポータル®(三井住友信託銀行)

https://www.soukai-portal.net

議決権行使書用紙にあるQRコード®を読み取るか、同紙に記載のID・パスワードをご入力ください。 ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、3頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2024年6月20日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月21日 (金曜日) 午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号 日本橋プラザビル 3階展示場

3. 目 的 事 項 《報告事項》

1. 第55期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件

2. 第55期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類報告の件

〈決議事項〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以上

株主総会に関するご留意事項

- 1. 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の 運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- 2. 議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- 3. 議決権の行使について、インターネット等と書面により、重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 5. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 6. 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参 いただき、会場受付にご提出くだ さい。

日時

2024年6月21日 (金曜日) 開会 10:00 (受付開始 9:00)

事前行使のご案内

インターネットで議決権を 行使される場合



次頁に記載の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高 覧のうえ、議決権を行使ください。

行使期限

2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分まで

書面の郵送により議決権を 行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご投函ください。

行使期限

2024年6月20日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権の行使について、インターネット等と書面により、重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお 取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる <u>議決権行使方法のご</u>案内

インターネット行使期限 2024年6月20日(木)午後5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQR コード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面 から「議決権行使へ」ボタン をタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示 されます。以降は画面の案内に 従って賛否をご入力ください。







※QRコードは株式会社デンソーウェーフ の登録商標です。

パソコンによる議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶https://www.soukai-portal.net

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶https://www.web54.net



「議決権行使へ」をクリック!

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権 行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を ご入力いただく必要があります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間:午前9時~午後9時)



ぜひQ&Aも ご確認ください。

以上

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けており、安定的に株主の皆様に還元するため、利益配分に関する基本方針を、株主資本配当率(DOE)3%を下限とし、連結配当性向を30%以上として還元することとしております。

当期の期末配当金につきましては、当基本方針により以下のとおりといたしたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金30円とあわせ100円となり、株主資本配当率(DOE)は4.5%、連結配当性向は32.2%であります。

なお、適正な資本効率を実現するため、次期からの新たな利益配分に関する基本方針として、株主資本配当率 (DOE) の下限を5%として還元してまいります。また、長期経営計画 [SNK Vision 2030] の成長目標をお約束するため、最終年となる2029年度まで減配を行わないことといたします。

配当財産の種類

金銭

2

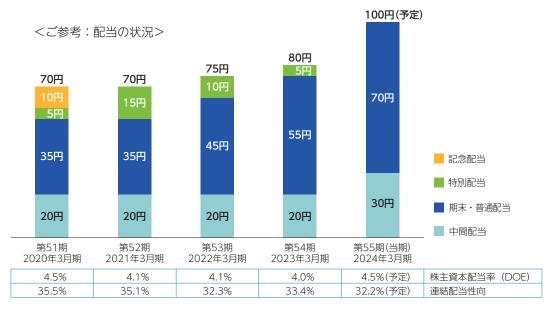
3

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき 70円

配当総額 1,599,204,040円

剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月24日



第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)7名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。 取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	代表取締役会長
2	再任	ひろ しま まさ のり 廣 島 雅 則	代表取締役社長経営企画担当
3	再 任	ぃ とう まさ き 伊 藤 雅 基	取締役専務執行役員技術本部長
4	再任	いの うえ きょし 井 上 聖	取締役上席執行役員管理本部長
5	再任	の だ ひで かつ 野 田 英 勝	取締役上席執行役員営業本部長
6	再任	まえ かわ しん じ 前 川 伸 二	取締役
7	再 任 社外取締役 独立役員	もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹	取締役

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況				
1	再任 なつ い ひろ し 夏 井 博 史 (1950年11月4日)	1979年4月 当社入社 2005年4月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2008年4月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長 2008年6月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長 2010年6月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長 2011年4月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長 2013年4月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長 2013年6月 当社取締役副社長営業本部長 2014年6月 当社収締役副社長				
	議長として議事の活 り、その職責を果た	取締役会長を務めており、当社グループの経営を長年にわたり牽引し、取締役会性化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を進めることによしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。				
2	再任 ひろ しま まさ のり 廣島 雅則 (1967年9月14日)	1990年 4 月 当社入社 2016年 4 月 当社首都圏事業本部ファシリティソリューションセンター長 2019年 4 月 当社事業推進本部副本部長 2021年 4 月 当社デジタル推進室長 2022年 4 月 当社執行役員技術本部長 2023年 4 月 当社上席執行役員技術本部長 2023年 6 月 当社取締役上席執行役員技術本部長 2024年 4 月 当社代表取締役社長経営企画担当(現任)				
	【取締役候補者とした理由】 廣島雅則氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮 することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活 かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしま した。 【所有する当社株式の数】 5,639株					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況					
3	再任 い とう まさ き 伊藤雅基 (1959年10月30日)	1990年4月 当社入社 2011年4月 当社大阪支店副支店長 2014年4月 当社執行役員大阪支店長 2018年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部産業施設事業部長 2019年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼産業施設事業部長 2020年4月 当社上席執行役員首都圏事業本部長 2020年6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長 2022年6月 当社取締役常務執行役員首都圏事業本部長 2024年4月 当社取締役専務執行役員技術本部長(現任)					
	伊藤雅基氏は、技術 進し、その職責を果 持続的成長と中長期6	【取締役候補者とした理由】 伊藤雅基氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上ならびにIT化とDX化を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 18,398株					
4	再任 いの うえ きょし 井 上 聖 (1964年10月28日)	1987年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社管理本部人事部長 2015年 4 月 当社管理本部副本部長兼人事部長 2018年10月 当社管理本部副本部長 2019年 4 月 当社執行役員管理本部長 2021年 4 月 当社上席執行役員管理本部長 2021年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部長(現任)					
	【取締役候補者とした理由】 井上聖氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 11,411株						

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況				
5	再任 の だ ひで かつ 野 田 英 勝 (1964年8月20日)	1987年4月 当社入社 2010年4月 当社都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部営業二部 長 2012年4月 当社首都圏事業本部都市施設事業部営業一部長 2014年10月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長兼営業一部長 2020年4月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長 2022年4月 当社執行役員営業本部長 2023年4月 当社上席執行役員営業本部長 2023年6月 当社取締役上席執行役員営業本部長(現任)				
		部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これま 広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献 判断いたしました。				
6	再任 まえ かわ しん じ 前川伸二 (1959年6月5日)	1983年 4月 当社入社 2012年 4月 当社首都圏事業本部リニューアル事業部副事業部長 2016年 4月 当社首都圏事業本部関東支店長 2018年 4月 当社執行役員首都圏事業本部関東支店長 2019年 4月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2020年 6月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2021年 4月 当社取締役上席執行役員経営企画担当 2021年 6月 当社代表取締役社長経営企画担当 2024年 4月 当社取締役(現任)				
	【取締役候補者とした理由】 前川伸二氏は、グループ経営の牽引および経営計画の推進を指揮した経験により、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 24,378株					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況					
7	再 任 社外取締役 独立役員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (1950年1月5日)	1973年4月 大蔵省(現財務省)入省 1997年7月 主税局総務課長 1998年7月 大阪大学法学研究科教授 2003年1月 東京税関長 2004年7月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール 客員研究員 2005年7月 財務省財務総合政策研究所長 2007年4月 中央大学法科大学院教授 2015年6月 当社取締役(現任) 2018年3月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹(現任) 2023年6月 ㈱マナック・ケミカル・パートナーズ取締役監査等委員(現任)					
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 森信茂樹氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めており、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っており、引き続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。 【所有する当社株式の数】 8,542株						

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 森信茂樹氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、森信茂樹氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 - 4. 森信茂樹氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
 - 5. 当社は、森信茂樹氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、夏井博史、廣島雅則、伊藤雅基、井上聖、野田英勝、前川伸二、森信茂樹の各氏との間で会社法第430条の2第1 項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補 償することとしております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、いずれもすでに当該契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、当社は、当該契約の更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役水野靖史、東海秀樹の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏	名	現在の当社における地位および担当
1	再 任 社外取締役 独 立 役 員		す し 請 史	取締役監査等委員
2	新 任 社外取締役 独 立 役 員	なり あい あ 成 相 E	ið こ 明 子	_

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況				
	再任 社外取締役 独立役員 みず の やす し 水 野 靖 史 (1971年1月24日)	1996年 4 月 弁護士登録 遠藤・萬場総合法律事務所(現フェアネス法律事務所)所属 2004年10月 フェアネス法律事務所パートナー(現任) 2017年 6 月 当社取締役 2020年 6 月 当社取締役監査等委員(現任)				
1	水野靖史氏は、監査等経営を適切に監督しまな経験と幅広い知った。また、客観的かた。	ペ取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 等委員である社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、 ていただいております。弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊 見を活かし、引き続き職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしまし つ公正な立場で経営に関し適法性、妥当性の観点から必要な助言および提言を行 続き実効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。 数】 2,800株				
2	新任 社外取締役 独立役員 なり あい あき こ 成 相 明 子 (1963年3月29日)	1986年 4 月 東京国税局入局 2019年 7 月 江東東税務署長 2020年 7 月 東京国税局調査第四部調査総括課長 2021年 7 月 税務大学校総合教育部長 2022年 7 月 新宿税務署長 2023年 9 月 税理士登録 成相明子税理士事務所開設(現任)				
۷	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 成相明子氏は、税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験を活かし、監査等 委員である社外取締役としての職務を遂行いただける適切な人材と判断いたしました。また、客観的 かつ公正な立場で経営に関し適法性、妥当性の観点から必要な助言および提言を行っていただき、実 効性の高い監督を行う役割を果たしていただくことを期待しております。 【所有する当社株式の数】 - 株					

- (注) 1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 2. 水野靖史、成相明子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、水野靖史氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員 となる予定です。また、成相明子氏は東京証券取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。
 - 4. 水野靖史氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。なお、同氏は、 監査等委員である社外取締役就任前は当社の社外取締役であり、その在任期間は3年であります。
 - 5. 当社は、水野靖史氏との間で会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、成相明子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 - 6. 当社は、水野靖史氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項 第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。同氏の再任が承認された場合、当社は同 氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、成相明子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契 約を締結する予定であります。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。水野靖史氏は、すでに当該契約の被保険者となっており、同氏の再任が承認された場合、引き続き被保険者となります。また、成相明子氏の選任が承認された場合、当該契約の被保険者となります。なお、当社は、当該契約の更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

ご参考 取締役のスキル・マトリックス

当社が持続的に成長するために、当社の取締役として重要と考える専門性を「企業経営/経営戦略」、「技術/研究開発」、「営業/マーケティング」、「税務/財務/会計」、「法務/リスク/管理」、「サステナビリティ」、「IT/DX」とし、これらの専門性を有する取締役で取締役会を構成しております。

第2号議案および第3号議案が原案のとおり可決された場合、当社の取締役会の構成は以下のとおりとなります。今後も取締役の専門性や構成のバランスについては、引き続き検討してまいります。

			世夕.	専門性							
		氏名		指名· 報酬 委員会	企業経営経営	技術 研究開発	営業 マーケ ティング	税務 財務 会計	法務 リスク 管理	サステナ ビリティ	I T DX
	夏井	博史			\circ	\circ	\bigcirc			\bigcirc	
	廣島	雅則			0	0				0	\bigcirc
	伊藤	雅基			\circ	\circ				\circ	\circ
取 締 役	井 上	聖		0	0			\circ	0	0	\circ
1X	野田	英 勝			\circ		\circ			\circ	
	前川	伸二			\circ	0				0	
	森 信	茂樹	社外 独立	0				\circ	\circ		
監査	森本	利彦						0	0		
寺委員 r	水野	靖史	社外 独立	0					0		
監査等委員である取締役	梅原	由美子	社外 独立		0					0	
締役	成相	明子	社外 独立					0	0		

- (注) 1. 取締役11名のうち、男性は9名、女性は2名であります。
 - 2. 上記一覧表は、各氏の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

事業報告(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、物価高や金融引き締めに加え、ウクライナ情勢の長期化や中東での紛争による石油や食料品などの資源の供給懸念や中国経済の低迷などによって回復ペースは鈍化しました。日本経済は、エネルギー価格の高騰や円安による物価上昇など、景気の下振れリスクがある中、政府によるインフラ投資や企業支援策、雇用対策などが行われ、内需は持ち直し傾向となりました。企業側については、コスト増による価格転嫁が進み、賃上げへの取組みも加速する傾向にあり、製造業の設備投資は堅調に推移しています。

建設業界におきましては、首都圏を中心とした再開発案件や製造業の設備投資は堅調を維持しましたが、資機材・労務費・運搬費の上昇傾向や技術者・技能労働者不足は継続しております。また、AIやIoTを活用した技術革新と、カーボンゼロへの対応、デジタルトランスフォーメーション(DX)、働き方改革による生産性向上への取組みは不可欠となり、さらに、気候変動などの地球環境問題への配慮、従業員の健康・労働環境への配慮など、サステナビリティを巡る課題への対応は、今後の事業の継続・成長には欠かすことのできない経営課題となりました。

当社グループは、2019年に長期経営方針となる「SNK Vision 2030」を制定し、「新日本空調グループは、持続可能な地球環境の実現とお客様資産の価値向上に向け、ナレッジとテクノロジーを活用するエンジニア集団を目指します。」を基本方針とし、5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③デジタル変革戦略、④企業統治戦略、⑤人的資本戦略を定めビジョンを推進しています。2023年度からの中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase II】(2023~2025年度)においては、5つの基本戦略をもとに、人的資本、組織資本、関係資本、サステナビリティ資本の4つの知的資本を有効に組み合わせて、更なる企業価値向上を目指し、事業運営を進めております。

その結果、グループ全体の受注工事高は前期比7.8%増の1,411億2千1百万円、完成工事高は前期比14.0%増の1,279億7千8百万円となりました。また、次期繰越工事高は131億4千3百万円増の1,096億6千2百万円となりました。

利益につきましては、完成工事総利益は前期比19.3%増の186億9千9百万円、営業利益は前期比29.6%増の92億3千5百万円、経常利益は前期比22.9%増の97億2千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比28.1%増の71億6千8百万円となりました。

(単位:百万円)

	受	注工事高		完 成 工 事 高			
区分	2022年度	2023年度(当連結会計年度)	前期比	2022年度	2023年度(当連結会計年度)	前期比	
設備工事事業	130,869	141,121	7.8%	112,234	127,978	14.0%	

(2) 対処すべき課題

当社グループは、2023年度からの新たな中期経営計画【SNK Vision 2030 Phase II】 (2023~2025年度)を定め取組みを行っています。

策定に当たっては、「SNK Vision 2030」の第1ステップの2020年度から2022年度に現れた社会情勢の変化を踏まえ、その基本方針とその基本戦略を踏襲し、「社会の持続性」と「企業の持続性」を両立・融合させ、「社会との対話」を通じてこれらを実現していくものであり、あらためて、2030年にありたい姿を具体的にイメージし、Phase I からの継続課題についても整理を行い、それらを実現する経営課題を、10年ビジョン「SNK Vision 2030」の5つの基本戦略である①事業基盤増強戦略、②収益力向上戦略、③デジタル変革戦略、④企業統治戦略、⑤人的資本戦略にもとづき、各々の戦略に対する基本課題として定めました。

基本戦略と対処すべき基本課題

【事業基盤増強戦略】

当社の持続性を高める事業ポートフォリオの実現と新たな事業領域の展開による収益基盤の拡大を目指す。

- ①当社の強みの深化、差別化に資する技術開発とブランディングの推進
- ②ワンストップ施工体制の拡大と持続的なサービスの提供
- ③建物ライフサイクルを通じた収益性評価によるストックビジネスの推進
- ④社会の持続性に資するソリューションサービスの展開強化
- ⑤社会の持続性を支える成長分野・新エネルギー分野への事業領域拡大
- ⑥海外事業の安定化を目指した人員の拡充と機動的な事業地域の選択
- ⑦社会の持続性に資する将来技術や新たな事業を創出するイノベーション意識の醸成と推進体制の整備・運用

【収益力向上戦略】

現場機動力の増強と安全品質管理体制の強化および生産性向上により、事業収益力の向上を目指す。

- ①業務プロセスの効率的な見直しと、プロジェクトの最適な業務仕分け
- ②サプライチェーンの持続性と現場プロセスの効率化を目指した構造変革の推進
- ③SNK品質の提供と安全の確保によるお客様資産価値の維持向上

【デジタル変革戦略】

デジタル変革社会に即した高度情報活用の推進と業務機動性の更なる向上のために、デジタル情報の活用を推進し、デジタルトランスフォーメーション (DX) による新たな価値提供を目指す。

- ①すべての業務プロセスのデジタル化推進と、ナレッジを最大限に活用するマネジメントシステムの 構築と運用
- ②現場生産性、品質の向上を目指す徹底した現場ICTの推進

【企業統治戦略】

持続可能な社会の実現とステークホルダーへの価値提供のために、ESG経営の推進とそれを支えるコーポレート・ガバナンス体制の強化を目指す。

- ①サプライチェーン全体を通じた人権等、サステナビリティを巡る課題への注力、事業を通じたグリーントランスフォーメーション(GX)の推進
- ②グローバルな情報開示枠組みへの対応と、積極的な社会との対話の促進
- ③持続的成長を可能とするコーポレート・ガバナンス変革

【人的資本戦略】

多種多様、多才な人材を有し、自己のキャリアプランと会社のキャリアパスを結びつけ、働き方改革 を実現させる人的資本経営を推進する。

- ①時間と場所にとらわれない多様な働き方の一層の推進
- ②経営戦略に連動した人材ポートフォリオの確立と運用
- ③経営戦略に連動した教育・研修やリスキリング等を通じた人材育成
- ④ダイバーシティ&インクルージョンによる新たな価値観の創出
- ⑤社員エンゲージメントの向上とそれらを醸成する企業風土つくりの推進

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額(無形固定資産への投資を含む)は12億4千6百万円であります。

(単位:百万円)

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	区 分 2020年度		2022年度	2023年度(当連結会計年度)	
受 注 工 事 高	103,254	116,197	130,869	141,121	
完成工事高	107,253	106,718	112,234	127,978	
経 常 利 益	6,676	7,366	7,914	9,725	
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益	4,637	5,403	5,597	7,168	
1株当たり当期純利益	199円51銭	231円88銭	239円73銭	310円37銭	
総資産	98,634	99,966	109,146	117,351	
純 資 産	50,704	53,813	58,212	65,594	

⁽注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2021年度の期首から適用しており、2021年度以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値等となっております。

(6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

区分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事事業	78,505	116,216	106,574	88,147

(単位:百万円)

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新日空サービス株式会社	100 百万円	100.0 %	設備工事事業
日宝工業株式会社	100	100.0	設備工事事業
新日空(中国)建設有限公司	699	100.0	設備工事事業
新日空(香港)建設有限公司	95	100.0	設備工事事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.	358	100.0	設備工事事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事事業

(8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

(9) 主要な事業所

当社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
事業部等		首都圏事業本部・都市施設事業部・リニューアル事業部・産業施設事業部・ソリューション事業部(東京都)、原子力事業部(神奈川県)
	支 店	北海道、東北(宮城県)、関東(千葉県)、横浜、名古屋、大阪、中国(広島県)、九州(福岡県)
	研究所	技術開発研究所 (長野県)
子会社	国内	新日空サービス株式会社 (東京都) 日宝工業株式会社 (神奈川県)
	海 外	
		新日空(香港)建設有限公司(香港)
		SNK (ASIA PACIFIC) PTE. LTD. (シンガポール、ミャンマー、カンボジア)
		SNK ASIA PACIFIC VN CO., LTD (ベトナム)
		SHIN NIPPON LANKA(PRIVATE)LIMITED(スリランカ、モルディブ)

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,649名	41名増

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	
1,167名	35名増	

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,150 百万円
三井住友信託銀行株式会社	3,100
株式会社三菱UFJ銀行	1,500
株式会社みずほ銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 84,252,100株

(2) 発行済株式の総数 24,282,225株

(3) 株主数 7,718名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
新日本空調協和会	2,112 千株	9.24 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,521	6.65
三井物産株式会社	1,266	5.54
新日本空調従業員持株会	1,027	4.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	841	3.68
株式会社三井住友銀行	806	3.53
日本電設工業株式会社	760	3.32
株式会社東芝	627	2.74
三井住友信託銀行株式会社	600	2.62
三井不動産株式会社	500	2.19

⁽注) 持株比率については、自己株式(1,436,453株)を控除した株式数(22,845,772株)より算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしております。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しており、当事業年度中に交付した当該株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	11,139株	6名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	夏井博史	
代表取締役社長	前 川 伸 二	経営企画担当
取 締 役	伊 藤 雅 基	常務執行役員首都圏事業本部長
取 締 役	井 上 聖	上席執行役員管理本部長
取 締 役	野田英勝	上席執行役員営業本部長
取 締 役	廣島雅則	上席執行役員技術本部長
取 締 役	森信茂樹	公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹 ㈱マナック・ケミカル・パートナーズ取締役監査等委員
取 締 役 (常勤監査等委員)	森本利彦	
取 締 役 (監査等委員)	水 野 靖 史	弁護士
取 締 役(監査等委員)	東海秀樹	税理士 ミニストップ㈱監査役 ㈱エーアンドエーマテリアル取締役
取 締 役 (監査等委員)	梅原由美子	Value Frontier㈱代表取締役 里山エナジー㈱取締役

- (注) 1. 取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役水野靖史、東海秀樹ならびに梅原由美子の各氏は、社外取締役であります。
 - 2. 当社は、取締役森信茂樹氏および監査等委員である取締役水野靖史、東海秀樹ならびに梅原由美子の各氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 監査等委員である取締役東海秀樹氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員である取締役森本利彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、経営会議等の取締役会以外の重要な会議への出席のほか、日常的な情報収集や内部監査部門等との十分な連携を図ることで、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員および社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、前記(1) 取締役の状況に記載の各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、取締役が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する費用および損失は補償の対象外とするなど、取締役の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令違反であることを認識しながら行った行為に起因する損害は填補の対象外とするなど、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないための措置を講じております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、その保険料は、全額会社負担としております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めております。決定方針については、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しております。

決定方針の概要は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60%、業績連動報酬30%、非金銭報酬としての株式報酬10%とし、算定することといたしております。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、 固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員であ る取締役の協議により決定する方針としております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、株主総会の決議(2020年6月26日開催定時株主総会)により取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額450百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査等委員である取締役は年額72百万円以内と決議いただいております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は8名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役の員数は4名であります。また、当該報酬とは別枠にて、同株主総会の決議により、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の員数は7名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の決議にもとづき、代表取締役社長前川伸二が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためであります。

なお、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役が指名・報酬委員会へ報酬の額、その算定方法に関する方針を諮問し、取締役会はその審議による答申を尊重し決議しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

	報酬等の	報酬等の	対象となる		
役員区分	総額 (百万円)	固定報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除く)	327	171	130	25	9
(うち社外取締役)	(8)	(8)	(-)	(-)	(1)
取締役(監査等委員)	50	50	_	_	4 (3)
(うち社外取締役)	(26)	(26)	(-)	(-)	

- (注) 1. 業績連動報酬の額は、当事業年度に係る賞与であります。
 - 業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および職員の賞与水準等にもとづいて算出し、決定する方針としており、当事業年度については、当該業績指標を反映し算出しております。
 - 2. 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。 当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
 - 3. 報酬等には、2023年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名分を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況および期待する役割に関して行った職務の概要
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会のすべてに出席し、行政分野等における豊富な経験と幅広い知見にもとづき、持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監督を行っております。また、指名・報酬委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性、妥当性の判断において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役(監査等委員)	水野靖史	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。また、指名・報酬委員会およびリスク管理委員会の委員を務め、取締役の選任および報酬決定等に関する透明性と妥当性の判断ならびにリスク管理に関する方針の審議決定において、必要な助言および提言を行っております。
取 締 役(監査等委員)	東海秀樹	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席 し、主に税理士としての専門的見地にもとづき、経営全般の適 法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を 行い、職務執行の監査・監督を行っております。
取 締 役(監査等委員)	梅原由美子	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席し、経営者および環境・サステナビリティの専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、経営全般の適法性、妥当性の観点から議案審議等に必要な助言および提言を行い、職務執行の監査・監督を行っております。また、サステナビリティ委員会の委員を務め、サステナビリティを巡る課題の特定と基本方針の制定、活動状況や施策のモニタリングにおいて、必要な助言および提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	67百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度 の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「新基幹システムの導入に伴う内部統制再構築に関する助言業務」および「コンプライアンス研修会に関する助言業務」についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を 適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が監査等委員会規程に則り、会計監査人 の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	13,629	支払手形・工事未払金	23,197
受取手形·完成工事未収入金等	65,078	電子記録債務	2,493
電子記録債権	2,449	短 期 借 入 金	9,650
未成工事支出金	1,685	1年内返済予定の長期借入金	166
その他の棚卸資産	43	リース債務	20
そ の 他 の m m 貞 性 そ の 他	1,752	未 払 法 人 税 等 未 成 工 事 受 入 金	2,057 3,582
	∆340	未成工事受入金役員賞与引当金	169
		完成工事補償引当金	129
流動資産合計	84,297	工事損失引当金	337
固定資産		そ の 他	6,421
有形固定資産	5 500	流動負債合計	48,226
建物・構築物	5,502	固定負債	
機械・運搬具・工具器具備品	1,240	長期借入金	83
土 地	407	リース債務	45
リ ー ス 資 産	47	繰延税金負債	3,013
減価償却累計額	△4,944	退職給付に係る負債 そ の 他	360
有形固定資産合計	2,253	そのの他	27 3,530
無 形 固 定 資 産		食 债 合 計	51,756
ソフトウェア	1,694	(純資産の部)	31,730
リース 資産	32	株主資本	
そ の 他	76	資 本 金	5,158
無形固定資産合計	1,802	資 本 剰 余 金	6,963
投資その他の資産		利 益 剰 余 金	43,212
投資有価証券	27,233	自己、株式	△2,856
退職給付に係る資産	197	株主資本合計	52,477
繰 延 税 金 資 産	298	その他の包括利益累計額	10 071
そ の 他	1,426	その他有価証券評価差額金 為 替 換 算 調 整 勘 定	12,271 776
貸倒引当金	△158	その他の包括利益累計額合計	13,048
投資その他の資産合計	28,998	新株 予約 権	68
固定資産合計	33,054	純 資 産 合 計	65,594
資産合計	117,351	負債純資産合計	117,351

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

		(十位・口/기 1/
科 目	金	額
完成工事高		127,978
完成工事原価		109,278
完 成 工 事 総 利 益		18,699
販売費及び一般管理費		9,464
営 業 利 益		9,235
営業外収益		
受 取 利 息	94	
受 取 配 当 金	428	
売 電 収 入	20	
そ の 他	30	574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15	
売 電 費 用	20	
為 替 差 損	38	
そ の 他	9	84
経 常 利 益		9,725
特別利益		
投資有価証券売却益	505	505
特 別 損 失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	10	23
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,207
法人税、住民税及び事業税	3,171	
法人税等調整額	△132	3,038
当期 純利益		7,168
親会社株主に帰属する当期純利益		7,168
親会社株主に帰属する当期純利益		7,168

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表(2024年3月31日現在)

					(単位:百万円)
科 目 第	金	額	科 目 (負債の部)	金	額
(資産の部) 流動資産			(負債の部) 流動負債		
現 金 預 金		7.027	支 払 手 形		212
受 取 手 形		61	電子記録債務		2,493
電子記録債権		2,262	工事未払金		19,336
完成工事未収入金等		58,373	短期借入金		9,650
未成工事支出金		1,031	1年内返済予定の長期借入金		166
その他の棚卸資産		35	リース債務		15
前払費用		265	未 払 金		231
立 替 金 そ の 他		1,005	未 払 費 用		4,532
その他貸倒引当金		207 △309	未 払 法 人 税 等		1,264
乗り ガラ 亜流動資産合計		69,960	未成工事受入金		1,586
固定資産		05,500	預 り 金		196
有形固定資産			役員賞与引当金		130
建物	4,941		完成工事補償引当金		89
減価償却累計額	△3,411	1,530	工事損失引当金その他		337 665
構 築 物 湖 価 償 却 累 計 額	439	20	流動負債合計		40,910
	<u>△418</u>	20	固定負債		40,510
機 械 装 置減 価 償 却 累 計 額	△4	0	長期借入金		83
車両運搬具	4		リース債務		33
減 価 償 却 累 計 額	△4	0	繰 延 税 金 負 債		2,940
工 具 器 具 ・ 備 品	979		退職給付引当金		67
減 価 償 却 累 計 額	△830	149	その他		19
土 地	33	146	固定負債合計		3,145
リークス 資産 産減 価償 却累計額	 △18	15	負債合計 (純資産の部)		44,055
有形固定資産合計		1,861	株主資本		
無形固定資産			資 本 金		5,158
借 _ 地 _ 権		2	資本剰余金		
ソ フ ト ウ エ ア リ ー ス 資 産		1,684 29	資 本 準 備 金		6,887
ファース 貞 座 そ の 他		3	その他資本剰余金		75
無形固定資産合計		1,719	資本剰余金合計		6,963
投資その他の資産		.,. ,.	利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金		593
投 資 有 価 証 券 関 係 会 社 株 式		26,912	利 益 準 備 金 その他利益剰余金		593
関係会社株式		976	別途積立金		11.740
出資金		0	繰越利益剰余金		26,122
関係会社出資金従業員長期貸付金		1,415 108	利益剰余金合計		38,455
長期前払費用		40	自 己 株 式		△2,856
長期保証金		739	株主資本合計		47,721
長期 保険料		2	評価・換算差額等		
そ の 他		371	その他有価証券評価差額金		12,165
貸 倒 引 当 金		△98	評価・換算差額等合計		12,165
投資その他の資産合計 固 定 資 産 合 計		30,468 34,050	新 株 予 約 権 純 資 産 合 計		5 9,955
		104.010			104,010
		101,010	7 17 TU 7 II U U		101,010

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
完成工事高		106,574
完 成 工 事 原 価		92,280
完成工事総利益		14,293
販売費及び一般管理費		8,330
営 業 利 益		5,962
営 業 外 収 益		
受取利息	9	
有 価 証 券 利 息	2	
受 取 配 当 金	1,830	
その他	77	1,920
営 業 外 費 用		
支払利息	10	
支 払 保 証 料	4	
その他	2	17
経 常 利 益		7,864
特別利益		
投資有価証券売却益	505	505
特 別 損 失		
固定資産売却損	13	
固定資産除却損	9	22
税引前当期純利益		8,346
法人税、住民税及び事業税	2,215	
法 人 税 等 調 整 額	△105	2,110
当期純利益		6,236

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

新日本空調株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 芳 賀 保 彦

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水 野 博 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

新日本空調株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 芳 賀 保 彦

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 水 野 博 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監查報告書

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 ト

監査等委員会の監査報告書

監查報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第55期事業年度における取締役の職務の 執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号イ)については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

監査報告書

- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

新日本空調株式会社 監查等委員会 常勤監查等委員 森 本 利 彦 監 查 等 委 員 水 野 靖 史 監 查 等 委 員 東 海 秀 樹 監 查 等 委 員 梅 原 由美子

(注) 監査等委員水野靖史、東海秀樹および梅原由美子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場

東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

「日本橋」駅 B3出口から徒歩約 2分

